

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 4

質問 入湯税の今後の使われ方について

答弁 今後も観光振興に積極的に充当してまいります

7 番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

7 番、宗形一輝です。入湯税の今後の使われ方について質問させていただきます。

地方税法では、入湯税は鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す目的税です。



入湯税の歳入歳出は例年約 900 万円のうち、環境衛生に 500 万円ほど、消防施設等に 130 万円、残りの 300 万円ほどが観光振興に使う振り分けとなっております。

中標津町の交流人口は日に 5 万人とも言われておりますが、町外からたくさん人の出入りがあり、ビジネスや観光で来られる方が多く宿泊が伴っております。

この中標津の交流人口が多いという特色をしっかりと活かしておかないと、入湯税の減収につながります。交流人口をしっかりと増やしていくことを考えていくには、観光振興を強化していく必要があると思います。

しかしながら、入湯税の観光振興に充てる割り当ては毎年約 300 万円で、全体の 3 割となっております。

なお、札幌市では平成 30 年度決算で約 4.1 億円のうち、観光振興に約 3.1 億円充当されております。全国的に見ても入湯税の使われ方が考えられております。

環境衛生や消防等に法律上割り当てられることは上記のとおりですが、これらの事情を踏まえて、入湯税として直接的に税を納められたところには、観光振興として主体的に充当していくべきであって、環境衛生や消防等は来町された方のごみの処理費等に間接的に使われていると思いますが、補助的に充当していくべきだと思います。

入湯税の観光振興の充当の割合を引き上げ、交流人口を増やし、より活気のある事業

にしていくべきだと思いますが、この点に関して町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

宗形議員御質問の入湯税の今後の使われ方につきまして御答弁申し上げます。

目的税であります入湯税は、地方税法第 701 条の規定により、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとされております。

当町におきましては、中標津町町税条例により、12 歳未満などの課税免除者を除く鉱泉浴場の入湯客 1 人につき、宿泊 1 日 150 円、日帰り 70 円を課税し、鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者において申告納付をいただいているところであります。

平成 30 年度入湯税の決算額 934 万 3,000 円における充当事業は、議員が言われましたとおり、環境衛生施設整備として一般廃棄物最終処分場の設備改修事業に 496 万 2,000 円、消防施設整備として消防ポンプ自動車等の整備事業に 135 万 2,000 円、そして観光振興として中標津観光協会及び観光イベントの補助に 302 万 9,000 円を充当し、その用途状況につきましては、例年、町の広報紙 10 月号を通じてお知らせしているところでございます。

このように入湯税の充当につきましては、国の入湯税の用途の例示に従い、観光振興だけにとどめず、環境衛生施設整備や消防施設整備にも充当し、納税義務者や住民に対して説明責任を果たす観点により、それぞれの事業に偏りが生じないように、一般財源の比率に応じて充当しているところであります。

御質問にありました、入湯税の観光振興への充当割合の引き上げにつきましては、前段申し上げたとおり、国の入湯税の用途の例示に従って納税義務者や住民に対して説明できるよう各種事業に充当するものと考えておりますが、観光振興に伴う事業につきましては、平成 30 年度において入湯税収入を上回る 4,400 万円の事業費により、観光振興対策、観光諸行事開催、広域連携観光 P R 事業など各種施策に取り組んできたところであります。

入湯税はビジネスや観光で来られる方々などの入湯客が負担することによって収入につながるものであり、その上で交流人口を増やし、より活気のある事業を実施することは、入湯税の減収対策、また、観光振興を強化する上で非常に重要なことでもありますので、今後においても、国の入湯税の用途の例示を踏まえた中で、観光振興に係わる

経費に積極的に充当していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。